

令和8年度インターネット中継システム機器更新及び保守管理等委託業務要求仕様書

第1 基本事項

1 目的

平成16年9月定例会から開始した高知県議会定例会・臨時会のインターネット中継及びVOD配信について、インターネット中継システム機器の更新（借入）を行い、引き続きインターネット中継を正常かつ効率的な運用保守を行うと共に、Live配信及びVOD配信を行う。

2 事業概要

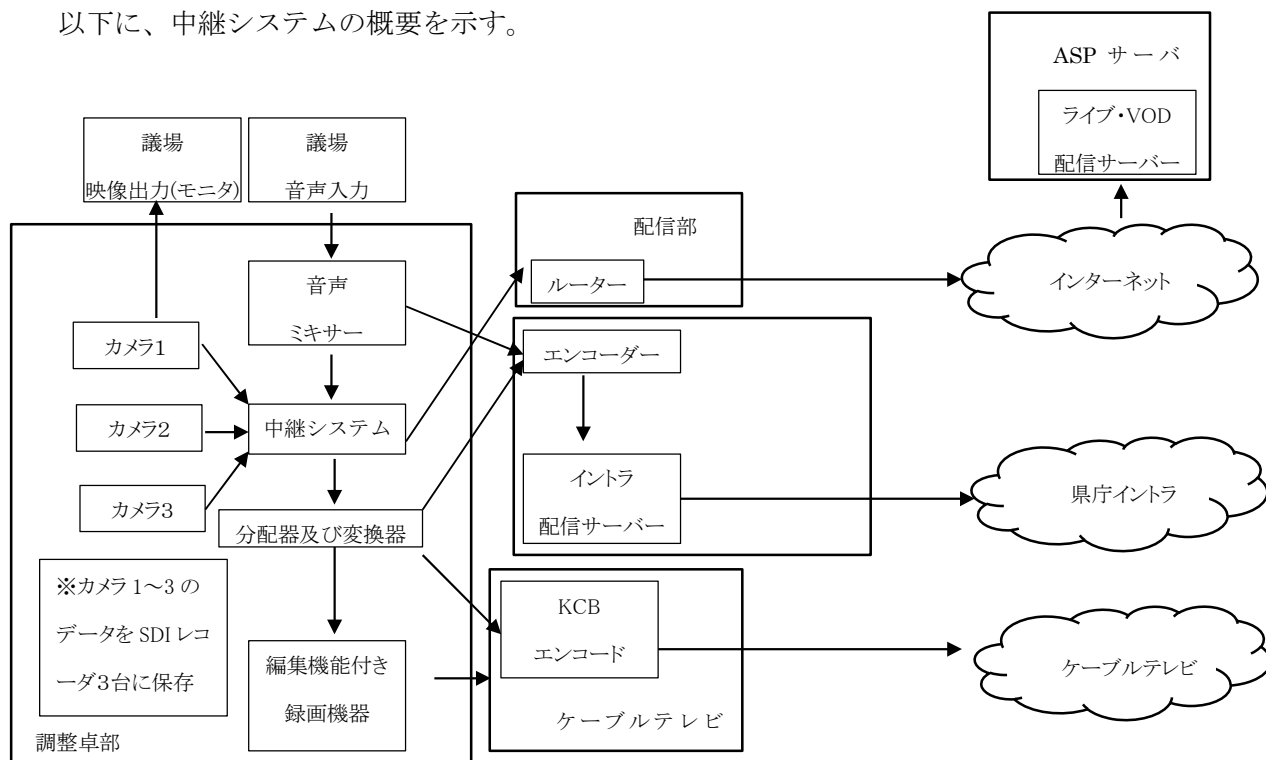
事業者（以下「乙」という。）は、インターネット中継システム機器の更新（別紙「令和8年度インターネット中継システム機器更新に係る要求仕様書」を満たすこと）を行い、年間6月定例会、9月定例会、12月定例会、2月定例会及び臨時会のASPサーバー経由によるインターネット中継、VOD配信を行うほか、画像の編集、回線の管理等、それらの保守管理業務を行う。

3 システムの概要

(1) システムの構成（インターネット中継システム機器の更新（借入）に伴い、機器の品名、型式等は変更の可能性あり）

別添「ネットワーク構成図」及び「インターネット中継システム保守管理対象表」のとおり。

以下に、中継システムの概要を示す。



3台のカメラ（傍聴席後方から議場全景、議場西から登壇席、議長席、執行部席ズーム、議長席上方から議員席ズーム）で撮影し、議場内の音声スイッチャーから入力した音声を調整卓で混合し、4系統（編集機能付き録画機器、インターネット配信、イントラ配信、ケーブルテレビ配信）に映像を配信する。

乙は、高知県議会事務局（以下「甲」という。）から指示があったときは、過去映像ファイル及び映像ファイルの検索に必要な情報（開催日、会議名等）をCSV形式で作成し、メディアに焼付け、甲まで提出する。

甲から乙までは、株式会社STNet お仕事ピカラ光ねっとを用いてインターネット通信を行う。

中継において発言の取り消し等、映像に修正を行う必要が生じた場合は、当該映像部分の完全削除または音声削除等の編集を行った後、VOD配信を行う。

また、議場内にいる甲の職員が中継映像により議場内の状況を確認するために、議場内の事務局席のモニタにインターネット中継用カメラ（傍聴席設置）の全景映像を投映する。

(2) システムの利用状況

令和7年度障害対応等問い合わせ及び打合わせ件数計2件、240分。

第2 委託業務の対象

別添「インターネット中継システム保守管理対象表」のとおり。

第3 委託業務の体制

高知県議会に設置した機器の主たる運用については、甲が行う。その他の中継に必要な業務及び保守並びに編集作業は、乙が行う。

障害発生時の一次対応は甲が行うが、内容によっては一次対応時から技術支援等を乙に依頼する場合がある。

また、運用保守期間は、令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。基本業務の対応時間は月曜日から金曜日までの9時から17時15分までとする（祝日及び12月29日から12月31日まで、1月2日、1月3日を除く）。ただし、議会中継が17時15分を過ぎても終了しない場合、議会終了まで対応時間は延長される。

中継は、年間6月定例会、9月定例会、12月定例会、2月定例会、臨時会（開催した場合のみ）。

6月定例会は開会日、4日間の一般質問、閉会日。

9月定例会は開会日、6日間の一般質問、閉会日。

12月定例会は開会日、4日間の一般質問、閉会日。

2月定例会は開会日、7日間の一般質問、閉会日。

ただし、議事進行により中継日数が増加する場合がある。

定例会等開会前には、甲と十分な連絡・調整を行う。

定例会等中継中は、ネットワーク及びルーター監視業務、終了後は編集作業を行う。

編集作業は放送終了後3営業日以内に終えること。

編集作業終了後、甲が確認し、乙がアップロードを行う。

VOD配信サーバーは、過去2年以上の定例会・臨時会の映像が検索・閲覧できること。

VOD配信サーバー内データのDVD形式での移行時、受取り、引継ぎに関して甲と連携を行い、乙負担のもと対応すること。

第4 委託業務の内容

乙は、インターネット中継システム機器の更新（別紙「令和8年度インターネット中継システム機器更新に係る要求仕様書」を満たすこと）を行い、次の各項で定める委託業務を、甲の指示により実施するものとし、乙が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、甲に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の情報に保つものとする。

なお、機器の不具合については、甲と乙で協議を行い、無償で対応可能なもの（ソフトウェアのバージョンアップや設定変更が必要なもの）は乙の負担で行うものとする。有償対応が必要なもので乙の責に帰するものは、乙の負担で修繕を行うものとする。

1 システム運用業務

(1) システム操作関係業務

乙は、甲の指示に基づき、システム運用に必要なシステム操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

(2) システム構成管理業務

乙は、甲の指示に基づき、システム運用業務責任者の管理の下、ソフトウェア保守業務責任者及びハードウェア保守業務責任者と調整し、ソフトウェア又はハードウェアの改修等に対応して、システム変更時のシステムの構成管理を行う。また、議場内モニタに中継映像を投映するためのシステムを管理する。

(3) システム障害対応業務

乙は、システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合の問題の一次切り分け並びに対応方法の指示及び甲への報告を行う。

(4) システム稼動監視業務

乙は、甲の指示に基づき、システムの稼動監視を行う。

(5) ログ管理業務

乙は、甲の指示に基づき、Live配信サーバーにおけるアクセスログの収集及びVOD配信サーバー、イントラ配信サーバーの故障時等のログの解析を行う。

(6) システム運用付随業務

ア 問い合わせ対応（又はヘルプデスク）

乙は、甲からのシステムに関する問い合わせの対応及び利用者からのシステムに対するヘルプデスク業務を行う。

イ コンサルティング

乙は、甲の指示に基づき、システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なシステム運用の提案、個別依頼事項に基づくシステムの調査を行い、甲に報告するなど、当該システムにおけるコンサルティングを行う。

ウ 乙は、甲の指示に基づき、インターネット中継を行い、中継終了後、画像を編集し、VOD 配信を行う。

エ その他の業務

乙は、甲の指示に基づき、次期システムの改修提案・費用の見積書の提出を行う。

2 ソフトウェア保守業務

(1) ソフトウェア改修業務

乙は、甲の指示に基づき、既存のソフトウェアの内容を修正する必要がある場合は、改修作業を行う。この改修作業には、動作試験等を含むこととする。

さらに、改修したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果品とともに甲に報告する。

(2) ソフトウェア構成管理

乙は、システムを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合は、ソフトウェアの構成管理を行う。

(3) バージョンアップ及びパッチ適用業務

乙は、セキュリティ情報などの事由により、システムを構成するソフトウェアのバージョンアップを行う場合は、別に定める資料、システム構成情報を参照のうえ、そのバージョンアップの可否を判断する。判断の結果、バージョンアップ可能と判断した場合は、バージョンアップ作業を行う。このバージョンアップ作業には、動作試験等も含まれるものとする。

さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに甲に報告する。

バージョンアップ不能と判断した場合には、その旨を甲に報告する。

(4) システム復旧業務

乙は、システムに障害が発生した場合は、甲の指示に基づき、バックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その確認後、その結果を甲に報告する。

また、システム復旧が失敗した場合には、更に一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を甲に報告する。

(5) 障害等原因調査業務

乙は、甲からシステム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果を甲に報告する。

(6) ソフトウェア保守付随業務

ア 問い合わせ対応

甲からのソフトウェアに対する問い合わせの対応を行う。

イ コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なソフトウェアの提案、個別依頼事項に基づくソフトウェアの調査を行い、甲に報告するなど、当該ソフトウェア保守におけるコンサルティングを行う。

ウ その他の業務

乙は、甲の指示に基づき、次期システムに必要な費用の見積書の提出を行う。

3 ハードウェア保守業務

(1) システム操作関係業務

乙は、甲の指示に基づき、ハードウェアの稼動に必要なソフトウェアの操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

(2) ハードウェア構成管理業務

乙は、システムを構成するハードウェアの仕様に変更があった場合は、ハードウェアの構成管理を行う。

(3) ハードウェア復旧業務

乙は、システムに障害が発生した場合は、甲の指示に基づき、機器の稼動状況を確認し、ハードウェアに起因する障害である場合は、復旧を確認する。復旧確認後、その結果を甲に報告する。

(4) 障害等原因調査業務

乙は、甲からシステム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果を甲に報告する。

(5) ハードウェア稼動監視業務

乙は、甲の指示に基づき、ハードウェアの稼動監視を行う。

(6) ハードウェア保守付随業務

ア 問い合わせ対応

甲からのハードウェアに対する問い合わせの対応を行う。

イ コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なハードウェア構成の提案、個別依頼事項に基づくハードウェアの調査を行い、甲に報告するなど、当該ハードウェア保守におけるコンサルティングを行う。

ウ その他の業務

乙は、甲の指示に基づき、次期システムに必要な費用の見積書の提出を行う。

第5 委託業務のサービス要件

1 基本要件

乙がヘルプデスク業務に用いる PC や電話回線等は事業者が負担すること。

乙の責任者はシステム運用・保守に関するノウハウを有し、運用業務及び保守業務チームを総括して、甲との折衝を行うものとする。

運用業務及び保守業務のスタッフは、システム運用・保守に関する十分なスキルを有することとし、日本語が堪能であることとする。

OS やアプリケーションソフトのバージョンアップが、本システムに影響を与える懸念がある場合には、試験環境を用いて事前に技術検証を行うこと。

2 サービスレベル

(1) システム運用業務

ア システム稼働率

システム稼働率は、定期点検のための停止時間を除き、95 パーセント以上とする。

ただし、議会臨時会・定例会中は稼働率 100 パーセントを目標とする。この期間にシステムが稼働できない場合、甲と乙は協議し、代替手段を確保すること。

イ システム障害時の一次切り分け対応

システム障害又はセキュリティ事案発生時における一次切り分け対応は、速やかに行い、復旧に要する時間等も含めて甲に連絡すること。

ウ 事務局席モニタへの投映の遅延

カメラ映像の描画の遅延は極力少なくなるよう運用すること。また、遅延秒数を 3 回測定し平均値と共に甲に報告すること。

第6 委託業務の成果品

1 成果品の内容

乙は、次に掲げる成果品を各年度指定された期日までに納品しなければならない。

- (1) 業務完了報告書（各年度の上半期は 9 月 30 日まで、下半期は 3 月 31 日までに提出。また令和 8 年 2 月から 3 月までについては、令和 8 年 3 月 31 日までに提出。令和 13 年 10 月から令和 14 年 1 月分については、令和 14 年 1 月 31 日までに提出。）
- (2) 稼働結果報告書（各年度の上半期は 9 月 30 日まで、下半期は 3 月 31 日までに提出。また令和 8 年 2 月から 3 月までについては、令和 8 年 3 月 31 日までに提出。令和 13 年 10 月から令和 14 年 1 月分については、令和 14 年 1 月 31 日までに提出。）
- (3) 作業時間報告書（各年度の上半期は 9 月 30 日まで、下半期は 3 月 31 日までに提出。また令和 8 年 2 月から 3 月までについては、令和 8 年 3 月 31 日までに提出。令和 13 年 10

月から令和14年1月分については、令和14年1月31日までに提出。）

(4) 中継システム系統図（各年度当初、速やかに提出。）

(5) 障害対応報告書（対応後、速やかに提出。）

(6) 議事録並びに資料（協議後、速やかに提出。）

(7) 配信用サーバのアクセスログ等を解析することにより、中継システムの利用状況（インターネット中継における日毎及び時間毎のアクセス件数並びに最大同時アクセス件数、県庁WANのイントラネット生中継のアクセス件数等）を月毎にまとめて、翌月の10日までに甲へ報告すること。但し、令和8年度～12年度の3月、令和14年1月は甲が別に指定する日までの利用状況をまとめて、月末までに報告すること。

なお、報告については、別添、「(様式1)」及び「(様式2)」によること。

2 形式等

書類（紙媒体）は、日本語表記のもの1部（原本1部）を提出する。

また、電子データについてはウィルス対策ソフトによりスキャンを実施しておくこと。

3 納品場所

甲の指定する場所に納品する。

(様式1)

高知県議会インターネット中継システムライブ中継の利用状況報告書 (年 月分)
 (日毎及び時間毎のアクセス件数) 令和 年 月 日提出

月日 時間帯	○月○日		・・・		○月○日		合計	
	庁内	庁外	庁内	庁外	庁内	庁外	庁内	庁外
0:00~1:00								
・								
・								
・								
23:00~ 24:00								
小計								
合計								
最大同時 接続数								

(様式2)

高知県議会インターネット中継システム録画中継の利用状況報告書 (年 月分)
 (日毎及び時間毎のアクセス件数) 令和 年 月 日提出

月日 時間帯	○月○日		・・・		○月○日		合計	
	庁内	庁外	庁内	庁外	庁内	庁外	庁内	庁外
0:00~1:00								
・								
・								
・								
23:00~24:00								
合計								

令和8年度インターネット中継システム機器更新に係る要求仕様書

1 品名及び数量

インターネット中継システム 一式

2 調達の範囲

本調達はインターネット中継に必要なハードウェアの一括更新（借入）を行うものである。（対象範囲：別添「インターネット中継システム保守管理対象表」「高知県議会 インターネット中継システム機器 システム系統図」参照）

また、システム構成に必要な機器を相互に接続するケーブル配線等の敷設（借入）を含むものである。

本調達には、納入場所への搬入、接続、セットアップ、調整、動作確認及び梱包材、緩衝材等不要物の引き取りを含むこととする。

3 借入（履行）期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（5年/60ヶ月）

4 一式の構成

（1）インターネット中継システム

（ア）中継映像作成システム

ア カメラ	3台
イ 操作卓	1台
ウ インターネット配信機器	1式
エ ルーター	1台

（イ）インターネット配信サービス

（ウ）VOD映像配信サービス

（2）編集機能付き画像記録装置	1台
（3）SDIレコーダー	3台
（4）庁内配信用エンコードサーバー	1式

※更新する一式について、中古品は不可とする。

5 仕様

（1）カメラ

（ア）FHD画質相当で撮影できること。

（イ）被写体に自動でピントを合わせること。

- (ウ) カメラの制御に必要な機材（Giga-Hub 等）も含めること。
- (エ) カメラの外装は、焦げ茶色に加工または黒色のものとするなど、目立たないよう工夫すること。
- (オ) 映像を操作卓と SDI レコーダーへ各 1 系統ずつ出力すること

(2) 操作卓

- (ア) (1) のカメラ 3 台を制御すること。また、カメラ 3 台の映像を同時に入力できる SDI 端子を備えていること。
- (イ) 文字テロップ（役職、氏名）の合成が可能であるもの。
※テロップの修正作業を当課職員が行うことができること。
- (ウ) 音声入力は 1 系統のみとすること。
※カメラが切り替わっても常に同じ音声ソースから入力するものであること。
- (エ) 待ち受け画面（開会前、休憩中、散会后、カラーバー）の表示を行うことができること。
※必要に応じて、jpg ファイルを議会事務局が用意、更新し、それを待ち受け画面として使用することができるもの。
- (オ) カメラの切り替えについて、事前にカメラの方向、画角をメモリに記録し、議場を模したレイアウトからボタン操作で各座席毎に切り替えられること。
- (カ) ディスプレイを備え付けること。
- (キ) UPS（無停電電源装置）を備え付けること。
- (ク) 座席のレイアウトは、議会事務局の指示で受託者が都度変更を行うこと。

(3) インターネット配信機器

- (ア) 同時接続数 200 回線以上、1 回線の帯域は 500kbps 同等以上とすること。
- (イ) 配信サーバーは https 化されていること。
- (ウ) PC（Windows、Mac）及びスマートフォン、タブレットなどでも視聴可能とすること。
- (エ) ケーブルテレビ用画像送出力に SDI 2 系統で出力ができること。
- (オ) 庁内配信サーバーに SDI 1 系統で出力ができること（庁内配信サーバー及び庁内配信用エンコーダーに対しては、Ethernet を介して接続してはならない）。
- (カ) 編集機能付き画像記録装置に 1 系統出力ができること。
- (キ) ディスプレイ（KVM スイッチによる切り替えでも可）を備え付けること。
- (ク) UPS（無停電電源装置）を備え付けること。

(4) 庁内配信用エンコードサーバー／配信サーバー

- (ア) 高知県庁内のイントラネット（県庁内独自のネットワークで、インターネット接続は不可）に向けて Live 配信できること。
- (イ) 同時接続数 200 回線以上とすること。

- (ウ) 県庁職員が庁内配信を閲覧する際に利用するアプリケーションプログラムは MicrosoftEdge を基本とするが、別途受注者が用意した専用閲覧ソフトを県庁職員が事前にインストールすることで閲覧することとして構わない。ただし、その場合は入札の仕様確認の際に議会事務局に申し出ること。
- (エ) ディスプレイ (KVM スイッチによる切り替えでも可) を備え付けること。
- (オ) UPS (無停電電源装置) を備え付けること。

(5) 編集機能付き画像記録装置

- (ア) FHD 画質で録画ができること。
- (イ) 動画ファイル (.MP4 形式) を作成し、USB メモリ、SD カードに保存できること。
- (ウ) ディスプレイ (KVM スイッチによる切り替えでも可) を 1 台備え付けること。
- (エ) 録画映像を編集してブルーレイディスク、DVD-R 等のメディア媒体に焼き付けができること。

(6) SDI レコーダー

- (ア) ハイビジョン映像 (1080i59.94) を入力できる SDI 端子を備えていること。
- (イ) 映像を SD カードに保存できること。
- (ウ) ディスプレイを内蔵し、レコーダー本体で収集映像を確認できること

(7) ルーター

- (ア) (3) のインターネット配信機器に対し、外部からの不正アクセス対策として通信制御が行えること。

6 納入場所

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県議会 議事堂

7 納入期限

令和 9 年 1 月 29 日 (金) 午後 5 時

8 仕様担当職員(問い合わせ先)及び検査職員

高知県議会事務局 議事課 主査 岡本 直己 (Tel 088-823-9536)

不在時は、企画広報班長 横山 百合香 (Tel 同上)

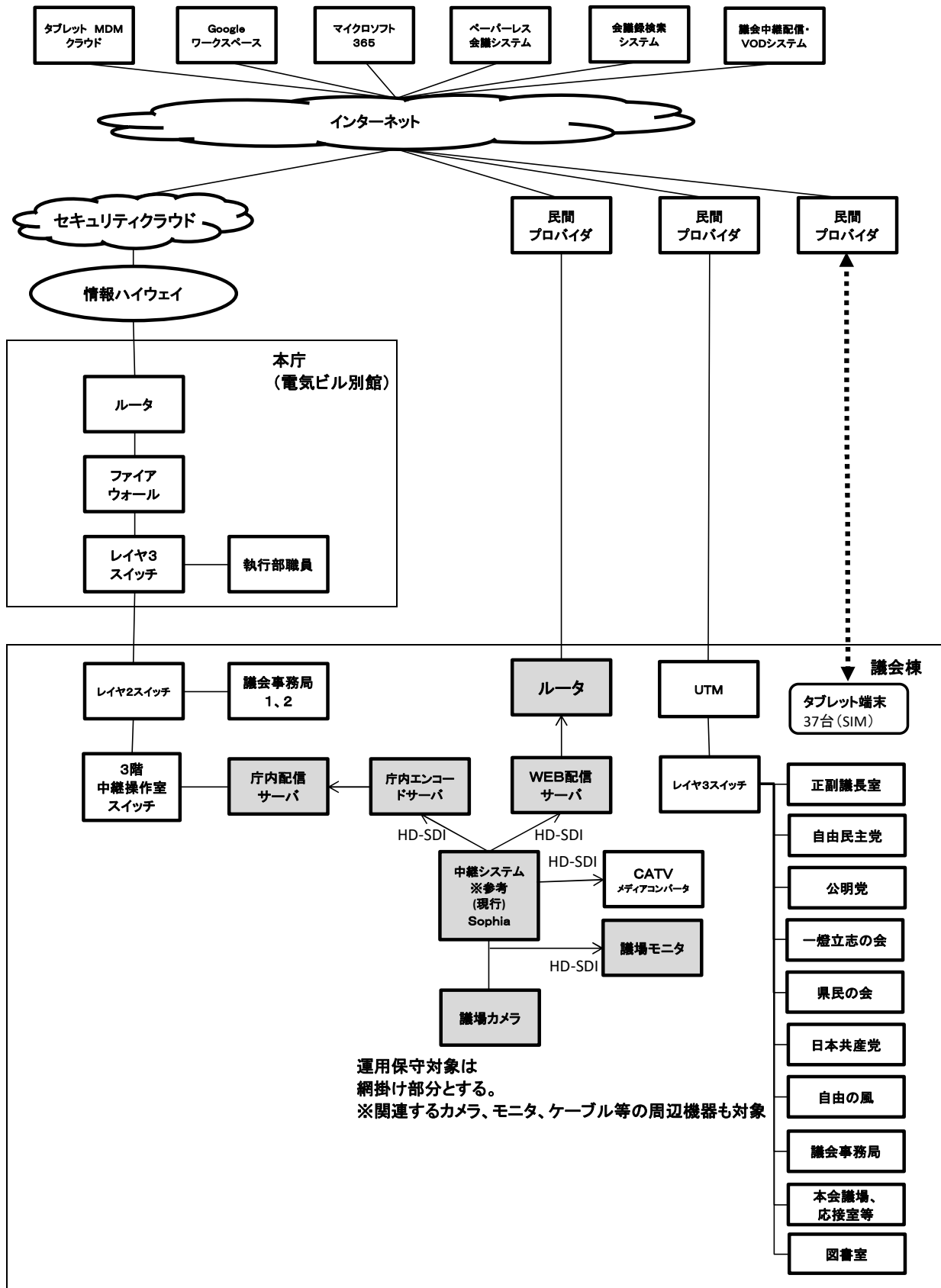
9 その他

- (1) 議会中継の Live 配信及び過去 2 年間分 (年度ごと) 以上の議会中継の VOD 配信を行うことができること。

- (ア) Live 配信については、映像の他、当日の議事項目をテキストで表示できること。
- (イ) VOD 配信については、会派、議員名（50 音順）、日程、キーワードによる検索ができること。
- (ウ) 映像再生ページには、議事日程を掲載し、映像を再生できるようにするため以下の機能をそろえること。
- ・シークバーの移動
 - ・「10 秒戻る」
 - ・「最初に戻る」
 - ・「再生・一時停止」
 - ・「10 秒進む」
 - ・「前のページに戻る」
- (エ) 配信サイトはレスポンシブデザインに対応し、スマートフォン用と PC 用で別サイトを必要としないこと。
- (2) FHD の Live 動画をインターネット、県庁内イントラネット、CATV（SDI 2 回線）、記録装置に分配することができること。
- (3) 納品については、十分な試験配信（新システムでの Live 配信）を行い、試験配信で生じた問題を解決した後、令和 9 年 1 月 29 日までに完了すること。なお、試験放送の日程については、甲乙協議して定めるものとする。
- (4) インターネット配信機器について
- (ア) 中継操作室でエンコードされた映像情報を、配信サーバーに送信し、Live 配信できること。
- (イ) 過去の中継映像を編集し、収録管理するサーバーからインターネットに対し VOD 配信を行うことが可能であること。
- (5) カメラの設置・配線工事費（別添「議会棟会議場カメラ位置図」、「高知県議会 インターネット中継システム機器 システム系統図」参照）並びに旧カメラ 3 台の撤去を経費として含む。（撤去物は事務局担当に引き渡すこと）
- (6) カメラの設置について
- (ア) カメラは高知県議会議事堂の議会棟 2、3 階にある会議場の天井等に設置する。カメラ 1 は傍聴席南側から全景を撮影。カメラ 2 は傍聴席西側から議長席、演台及び執行部席をズーム撮影。
- カメラ 3 は議長席上方から議員自席をズーム撮影すること。（別添「議会棟会議場カメラ位置図」参照）
- (イ) 旧会議場カメラ 3 台と配線は取り外し、議会事務局に渡すこと。

- (ウ) カメラの電源の入/切を3階中継操作室で行えるものとする。
- (エ) 壁面を伝うケーブルは、焦げ茶色に加工されたモールを使用して隠すこと。
- (7) CATV の責任分界点は、今回更新する SDI 配線までを本業務の責任とし、CATV 側機器から先は CATV 側の責任とする。ただし、本業務作業時の瑕疵により接続先機器等が使用できなくなった場合等は本業務受注者が責を負う。(別紙「ネットワーク構成図」参照)
- (8) 納入後1年間のメンテナンス等については、依頼後2日営業日以内に対応すること。また、通常使用による故障等に対する保証期間は1年間とし、無償修理を保証すること。
- (9) 各種導入する機器については、議会事務局が用意するハーフラックに協議の上、議会棟3階中継室にアンカー固定を行い、設置する。ハーフラックに格納できない機器については、耐震等の対策を行った上で、設置する。
- (10) 導入した一式を借入開始(履行開始)から60月間継続使用し、借入(履行)期間が満了した場合は、受注者に返却するものとする。
- (11) 成果品として、機器導入作業完了報告書、機器の操作マニュアルを作成し、書類(紙媒体)は、A4判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの1部(原本1部)を令和9年1月29日午後5時までに提出する。また、書類(電子データ)についてはウィルス対策ソフトによりスキャンを実施して、DVD等に1部格納のうえ令和9年1月29日午後5時までに提出する。

ネットワーク構成図



インターネット中継システム保守管理対象表

※赤字が今回更新する機器となります。
 (20 議場内モニタは、現モニタを継続利用のため更新不要)
 ※現在の導入機器の品名・型式について、参考情報として記載
 ※新規導入機器の品名・型式について、参考御見積書時の品名・型式を参考情報として記載

通番	仕様書における機器名称	品名・型式等	数量	機能	備考
1	カメラ	HDインテグレートドカメラ AW-HE75K	3	議場の様子を撮影する機器	
2	中継システム	操作卓(カメラ・テロップ制御装置)兼インターネット配信機器 SO-KS-I2	1	<ul style="list-style-type: none"> カメラ3台の制御を行う 文字テロップをカメラ映像と合成することができる。 映像信号を庁内配信用エンコードへ送出する 映像信号をインターネットへ配信し、視聴者がライブ中継を視聴できる 	
3		キャプチャーボード Decklink Duo2	1	カメラから受け取る映像信号をPCへ取り込む機器	
4		ディスプレイ N240H	1	操作卓兼インターネット配信機器の画面を出力するための機器	
5		無停電電源装置 BR1200S-JP	1	停電等の災害発生時、接続された機器に一定時間電力を供給し安全に終了するための機器	
6		PoEスイッチングハブ GA-ASW8TPoE+	1	HDインテグレートドカメラの制御を操作卓兼インターネット配信機器で行うために接続する機器	
7		エンコーダー	庁内配信用エンコードサーバー Sophia Encoder III	1	操作卓兼インターネット配信機器から出力された映像を庁内配信サーバへ送出する機器
8	キャプチャーボード Decklink Mini Recorder 4K		1	操作卓兼インターネット配信機器から出力された映像信号を受け取る機器	
9	ディスプレイ N240H		1	庁内配信用エンコードサーバと配信サーバの画面を出力するための機器	
10	KVM切替機 KVM-KUSN		1	庁内配信用エンコードサーバと配信サーバの画面を切り替えるための機器	
11	オーディオキャプチャー AD-USB2		1	音声を庁内配信用エンコードサーバに取り込むための機器	
12	無停電電源装置 BR1200S-JP		1	停電等の災害発生時、接続された機器に一定時間電力を供給し安全に終了するための機器	
13	配信サーバー	配信サーバー PowerEdge T140	1	庁内配信用エンコードサーバから受け取った映像信号を庁内イントラネットを使用し、高知県庁職員にライブ中継を視聴するための機器	
14		無停電電源装置 BR1200S-JP	1	停電等の災害発生時、接続された機器に一定時間電力を供給し安全に終了するための機器	
15	画像記録装置	編集機能付き画像記録装置 DMR-T4000R	1	操作卓兼インターネット配信機器から出力された映像及びカメラ画像を記録する機器	
		SDレコーダー (新規導入 HyperDeck Studio HD Plus)	3	本会議場に設置したカメラ3台から出力された映像及びカメラ画像を記録する機器	
16	ルーター	VPNルーター RTX830	1	操作卓兼インターネット配信機器とインターネットを接続する機器	
17	分配器及び変換器	スキャンコンバータ VC-1-SC	1	PCで使用している映像信号の周波数を変換し、テレビやレコーダーで表示するための機器	
18		SDI分配器 CRO-DVD8B	1	操作卓兼インターネット配信機器から出力された映像を以下の機器に分配するための機器 ・庁内配信用エンコード ・CATV(2系統) ・編集機能付き画像記録装置	
19		SDI分配器 1台(CRO-DVD8B) 2台(新規導入 ISD-U12)	3	本会議場に設置したカメラ3台から出力された映像及びカメラ画像を以下の機器に分配するための機器 ・モバイルディスプレイ ・SDレコーダー	
20	議場内モニタ	モバイルディスプレイ 13.3インチ、LCD-CF131XDB-M	1	インターネット中継用カメラ(傍聴席設置)の映像を投射	議場内モニタに中継映像を投影する際の分配器等の周辺機器も保守対象に含める。

高知県議会 インターネット中継システム機器 システム系統図

(凡例)

- … 映像/音声接続
- ⋯… ディスプレイ接続
- ⋯… LAN接続
- ⋯… UPS接続 (USB)

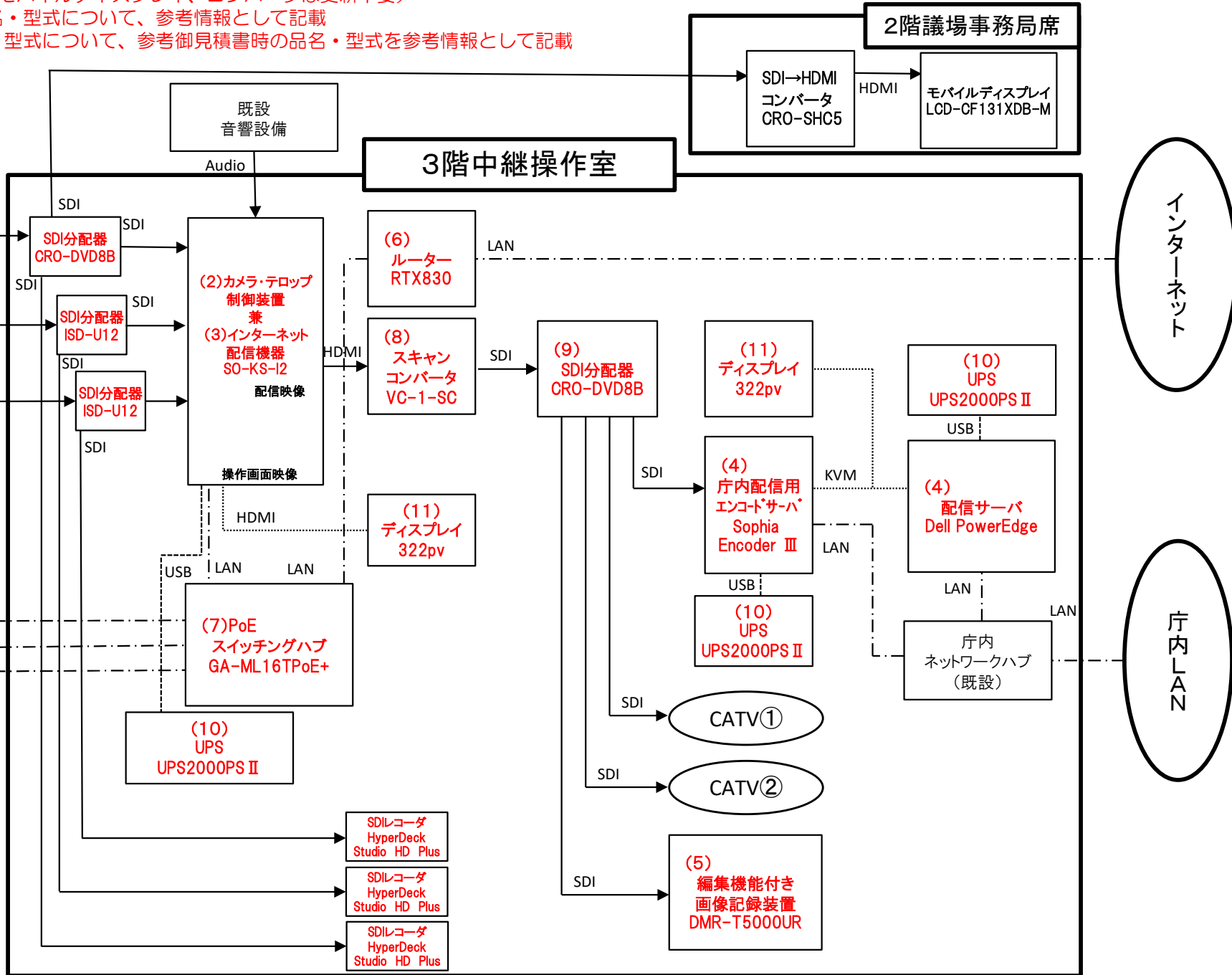
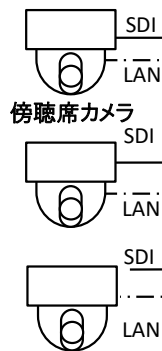
※赤字が今回更新する機器となります。

(2階議場事務局席のモバイルディスプレイ、コンバータは更新不要)

※現在の導入機器の品名・型式について、参考情報として記載

※新規導入機器の品名・型式について、参考御見積書時の品名・型式を参考情報として記載

(1)
4Kインテグレートドカメラ
AW-UE50W 3台



議会棟会議場カメラ位置図

